

大内兵衛
土屋喬雄
編

明治
前期
財政經濟史料集成

第九卷

藩債処分録(上)(下)

大蔵省国債局編

藩債輯録

大蔵省国債局編

旧藩外国逋債処分録

大蔵省国債局編

原書房

(兩角製本)

昭和八年十二月十六日印刷
昭和八年十二月二十日發行

明治前期財政經濟史料集成 第九卷

編者 大 內 兵 衛
土 屋 喬 雄

發行者 山 本 三 生
東京市芝區新橋七丁目十二番地

印刷者 渡 邊 丑 之 助
東京市芝區愛宕町二丁目十四番地

發行所

東京市芝區新橋七丁目十二番地

改 造 社

振替口座東京八四〇二番
電話芝(43)自一一二四番
至一一二四番

常磐印刷株式會社印刷

大藏省

(農商務省
會計検査院)

編纂

大内兵衛校
土屋喬雄

明治
前期
財政經濟史料集成

第九卷

本書の編輯に　　いは、財團法人啓明
會の補助に負ふ所多大である。特に
記して謝意を表する。

編　　者

藩債處分錄・藩債輯錄・舊藩外國通債處分錄解題

舊幕府時代全國の諸藩が殆んど例外なく、三都の町人等に對して莫大なる借金を負ひ、最早二進も三進も行かなくなつてゐたことは、周知の通りであるが、此等の藩債は維新以後當然新中央政府に依て、何らかの解決方法を圖らねばならなくなつた。即ち新政府は夙に此の必要を認め、先づ藩自體をして處分の途を講せしむるの方針を採り、屢々布令を發し來つたが、殆んど効果が上らなかつたのみならず、寧ろ益々累積の傾向を示しつゝ、明治四年七月の廢藩置縣に及んだ。茲に於て今や中央政府が直接之が整理處分に當るの外なくなつたので、政府は先づ同月、府縣に令して藩債書類の提出を求め、次いで債主等よりも證文其他の證據書類を徴し、債額を申告せしめ、又官吏を四方に派して實地調査を爲さしむる等、著々其準備を盡した。然るに藩債の態様は頗る紛糾錯雜を極め、其調査は甚だ困難であつたのみならず、期限後に於ても續々申告し來る者があつて、殆んど際限なく、（最初は申告期限を一ヶ月以内となしたが、延期又延期で、明治八年十月に至り漸く受理を打切ることとなつた）爲に解決は次第に遅延したが、明治五年三月に至り漸く公債採否の技術的標準を決し、其後一年を経て同年三月に、其處分方策を公布するの運に至るを得た。其大要は次の如くである。

一、天保十四年前の舊藩債は全部棄捐（古債）

一、弘化元年より慶應三年迄、藩用に借入したる金穀は公債となし、明治五年より無利息五十ヶ

年賦償還（舊債）

一、明治元年より同五年迄、右同斷の負債は公債となし、明治五年より四分利付、三ヶ年据置、

二十五ヶ年限り償還（新債）

尋いで同月二十五日新舊公債證書發行條例を公布し、如上舊債に對しては舊公債證書を、新債に對しては新公債證書を交付することとなり、尙二十五圓未滿の債額及端數金に對しては、新舊公債の償還年限に従ひ、一割利引の方法を用ひて一時に現金を以て償還した、而して舊藩債の申告總額は七千四百十三萬餘圓に達したが、此内三千九百二十六萬餘圓は古債、私債、其他の理由を以て削除せられ、又四百三十八萬餘圓は現金即償せられ（所謂即償債及租稅債）、六百四十三萬餘圓は維新後中央政府に對する負債であつたため自然消滅に歸し、結局新舊公債として證券及現金を交付したのは左の如くであつた。

證券交付高

現金交付高

新 公 債

一二、四二二、八二五^円

一六八、三二九^円

舊 公 債

一〇、九七二、七二五

五四、一九六

計

二三、三九五、五五〇

二二二、五二六

以上は諸藩の負債中内國人に對する分の處分であるが、諸藩の負債は此外に外國人に對するものも少からず存し、此等の外國債主は諸藩が元利仕拂を停滯するに及び、自ら或は公使領事の手を経

て續々訴訟を提起し來つたため、政府は豫想外の難局に立ち、即ち此等外國債の處分解決に當らしむる爲め、特に大藏省に判理局なる一局を設けて、之を掌らしめた。諸藩の外國負債の起因及態様は固より極めて複雑してゐるが、多くは戊辰役前後に發生し、大體左記の如き原因に依るものであつた。

一、輸入品代金仕拂未済（軍艦、汽船、武器、米、反物、小間物、機械類等）

一、八五四、一四五^四

二、輸出品引當前借（茶、生絲、銅、樟腦等）

三一六、三六五

三、藩經費充當現金借入

七四九、七九八

四、商業資金、民間勤業救済貸付資金借入

三六九、三五一

五、其 他

四七二、七〇〇

即ち政府が公債、或は本質上は私債なるも藩印、藩官印が捺してあるため外國人に對して一時公債として處分すべきものと認めた額は、右の如くにして、其利子を加ふれば四百萬圓を超えた。而して此等の負債は悉く頗る高利率であつたから、政府は現金即償を囑して元金の切下、利子の減額免除に就き、直接外國債主と交渉し、結局仕拂金額を三百六十八萬八千餘圓に減ずることを得た。但し此金額中には前記の理由により一時辨給に止まるものあり、此等は仕拂後追徴をなし、又負債抵當の物品にして官收の上拂下げたものもあつて、此等の収入金が八十八萬七千餘圓に上つたので（實際は此内の一小部分が収入されたのみで、大部分は數年後拂捨となつた）、差引政府の負擔したのは二百八十萬餘圓であつた。

以上は舊諸藩の内外負債に對する處分の大要であるが、此處分によつて舊諸侯は高利負債より解放せられ、又一方從來半ば封建的強制によつて已むなく出金に應じて來た高利貸資本家等は、假令其一部分に就てであつたとは言へ、此處分に依て新に國民の名を負ふ國債の所有者となり、昨日一片の故紙は玆に揣らずも近代的使命を帯びた資本と化したのであつたから、藩債處分の歴史的意義は秩祿處分、藩札處分と共に頗る大なりと言はなければならない。

本卷に收めた三書は此舊諸藩の負債に關し、明治政府が採りたる處分の事蹟を編纂したものであるが、三書共從來寫本として大藏省外二三官廳に祕藏せられたに止まり、未だ曾て梓に上せられなかつたものである。以下各書に就き若干の解説を試みよう。

一 藩債處分錄

藩債處分錄は明治十四年四月國債局（國債寮の後身）の編纂に係り、舊諸藩の負債中内國人に對する分の處分顛末を輯録したるものである。原書は乾・坤二卷より成り、「乾卷」は所謂「法則門」にして、明治元年以降同十三年に至る間に於て、藩債處分に關して全國に布告布達したる法令を初め、太政官、大藏省或は司法省間に往復議定したる書類等を、「總則之部」以下十部に彙類編綴したもので即ち藩債處分に關する一般的規定準則並に法令の解釋等を網羅して居る。之に對して「坤卷」は所謂「處分門」にして、箇々の處分問題に關する稟議・指令等を類聚したもので、「支消稟候之部」以下十六部より成り、即ち特殊的具體的な處分事項を取扱つたものである。而して坤卷の末尾に藩

債一覽表例言・藩債一覽表及府藩縣廢合略表を附載してゐる。

なほ本書について御斷りしておかなければならぬ一事がある。原本は大藏省文庫所藏に係る乾坤二冊の寫本で太政官の用箋を用ゐたものである。所がその原本において目次と本文との間に少しく相違する所がある。即ち續則之部第九の參照の二、第十より第十五まで及び届出期限之部第五の參照及び第六は、目次に存するも、本文には缺けてゐる。他の原本を探索したが、見るを得なかつたので、止むを得ず、そのまゝ印刷することゝした。讀者の諒承を乞ふ。

二 舊藩外國逋債處分錄

藩債處分錄が内國人に對する負債に關するものなるに對して、本書は標題の如く舊諸藩の外國人に對する負債の處分顛末を編纂したものである。前者が單に法令・稟議・指命等を輯録したるに止まるに反し、本書は各藩毎の外國負債の處分を極めて綿密に具體的に列舉してゐる。即ち其編次を各藩別とし、各藩の逋債を債主毎に分ち、負債の起因、公債として承繼し、或は私債なれども一時公債として辨債するの理由、元利減却交渉の經緯等より、追徴・返納及外國債關係者に對する司法上及行政上の處分（外國人より金品を借入することは維新以後再三禁制されたのであつた）等を詳細に編述し、且つ負債額、仕拂額及追徴返納額を一口毎に計上してゐる。

本書は初め明治五年五月判理局に於て編纂されたのであるが、其後に於ても外國債主等より提訴し來るもの續出し、或は懸訴中の事件にして其後に判決確定し、仕拂を爲したるものあり、其他追

徴・返納・處分の事實も加はつたので、明治九年か十年頃（年月不詳なるも九年二月以後である）、判理局廢止後其事務を繼承したる國債寮に於て、大いに之を追録増訂する所あつた。即ち明治五年五月の判理局編纂に於ては、處分を受けたる藩數二十八、件數八十七、原告の外國人四十五人、査定金額（申告金額中政府に於て公債と判定したる額）二七九三、七三五圓餘、仕拂金額二、六三三、七六四圓餘であつたが、國債寮の編纂に於ては、藩數三千七、前記二十八藩中追録したるもの二十一、件數百十一、債主五十七人、査定金額四、〇〇二、〇五二圓餘、仕拂金額三、六八八、四五一圓餘となつてゐる。今本書の底本としたる原本は全部五冊より成つてゐるが、前二卷は即ち判理局の編纂に係るものであり、後三卷は國債寮の追録編纂に係るものである。其内容を檢するに、大體後三卷中には前二卷分を其儘包含してゐるのであるから、今本編に之を收載するに當つては重複を厭ふて、凡て後三卷のみを收容することとし（目次に於て追録と括弧を附したのは判理局報告後の處分に係るものである）、只傳寫の際に生じたる字句の誤謬を訂するため前二卷と對校することとした。但し後三卷中に掲ぐる金澤藩關係の分は追補分のみで判理局報告分を缺いてゐるため、之のみは前二卷中より其分を引いて冒頭に加へ、又序文、凡例及外債一覽表等は同じく後三卷には之を缺くを以て、之を卷尾に附載して參考に供することとした。

尚本書の記述中津山藩關係の分のみは、本文に記するが如く公債處分とならざりしものであり、又本書に其記を缺くも山口藩の千六百七十圓餘（留學生費用）、福江藩千八百圓（支那米買入代）は公債處分となつたものである。之を編入し或は之を除外したる理由は固より判らないが、參考のため附言することとする。

三 藩債輯録

本書は前記の如き内外國人に對する各種の負債中公債採否の標準に照して處分したる員額を、新舊債・外國債・即償債・租稅債・官金債（以上政府承認）、古債・募債・私債・返上債・空債・棄債・宿債・古借滯利（以上非承繼或は棄捐）に分類し（此術語の説明は凡例にあり）、一藩毎に其債額を計上したるものである。而して其藩數は本書卷頭の一覽表によれば二百七十七藩となつてゐるが、原本を點檢するに合計二百七十五藩となり、二藩を不足してゐる。右は恐らく東山道の分中本庄藩及岩崎藩を脱漏したるものなるべく（原本東山道七十四藩とあり、四の傍に二と附記す）、即ち松嶺藩の「總計金五萬五千五百六拾六圓貳拾四錢五厘」と「外國債金六萬五千七百三拾三圓六拾九錢壹厘云々」との間に、本庄及岩崎兩藩の內國債額が挿入せらるべきであらう。今本編に收録するに當つては前記「外國連債處分錄」明治財政史第八卷及當時の文書に依つて之を補ふこととした。

本書の題辭によれば、本書は明治十年國債局長郷純造の報告に係るが如く見ゆるけれども、其所掲の債額は總べて藩債の最終處分の確定員數であり、殊に其卷頭に掲ぐる一覽表は藩債處分錄の卷尾に掲ぐる、明治十三年末現在のの一覽表と全然同一なるに徴するも、又本文中の貳拾四藩私債償却方調書に十四年九月調と記（原本朱書）したるに見ても、本書の成りたるは明治十四五年の頃にして、恐らく明治十年頃一旦成りたるものを更に増訂追録したものであらう。尙藩債處分錄坤卷第二部第四の記事中に、「各藩負債各種ノ分別及び其多寡等ノ如キハ付録表面及び別冊藩債輯録ニ詳カナレバ

云々」とあるに見れば、本書は或は藩債處分錄の別卷附錄として編纂されたものとも考へられる。

明治
前期

財政經濟史料集成 第九卷目次

藩債處分錄(上)……………五

藩債處分錄(下)……………五五

藩債輯錄……………一三五

舊藩外國通債處分錄……………二七

藩
債
處
分
錄

藩債處分錄緒言

凡例

維時明治四年七月、廢藩置縣ノ際ニ方リテ、諸藩ノ負債ヲ裁判料理セントスルヤ、其錯雜ナル封土各地ノ習俗ニ因由シ名實違覆、異同素淆固ニ一大難事ト謂フヘシ矣哉。是レ法ヲ立、則テ設ケ、其名實ヲ糾正シ、其異同ヲ剖析シ、各々類ヲ推シ、例ヲ定メ、之ヲ用捨スルノ當ヲ權量スル所以ナリ。此書編スル所ハ則チ藩債事務ニシテ、之ヲ分ツテ二門トス。曰法則、曰處分。而シテ其法則タルヤ、全國ニ布令若クハ布達スルノ法典ト、官省間議定ノ規則トニシテ、藩債事務上ニ於テ遵奉確守シ、苟モ左右スヘカラサル者ハ細大ト無ク悉ク匯集シテ此門ニ在リ。處分門ハ則チ該處分ノ成績ヲ摺摺收捨シ、每格類例各々數章ヲ掲叙スル所トス。二門相照シテ以テ考求セハ輒チ太政維新ノ際、封建ノ濤季ノ財政ヲ釐革矯正スルノ經緯粲然トシテ觀ルヘシ矣。蓋シ國勢ニ時運有リ、民智ニ漸進有リ、法則ハ乃チ國勢ニ應シ民智ニ適シ其事務ト相參酌シ、而シテ宜シキヲ制シ義ニ由テ立ツ焉。譬ヘハ猶權衡ノ物ヲ度ル其輕重ニ從ツテ平直ヲ得ルヲ量トスルカ如シ。故ニ國勢益々與隆民智益々開明ノ日ニ至リテハ、則チ法典文物亦將ニ大ニ今日ニ加フル者有ントスル也歟。

明治十四年四月

國 債 局

一、此書ハ舊藩負債ノ處分ニ於ケル法則ト成績トヲ採擇編次スル者ニシテ、題シテ藩債處分錄ト云フ。之ヲ上下二冊ニ分チ上ヲ法則門ト爲シ下ヲ處分門ト爲シ、以テ藩債事務ヲ考求追釋スルノ便ニ供ス。

一、法則門ハ即チ太政官布告達、本省布達及ヒ太政官ト本省間ノ議定本省議決等ニシテ、其一部ニ偏セス全體ニ係涉スル者ヲ總則ト爲シ、餘ハ各々其旨義ニ隨ヒテ類集シ十部ト爲ス。但シ直ニ原文ヲ謄寫シテ苟モ一字ヲ左右セサルヲ旨トス。

一、主領ノ條款ハ年月ヲ追テ叙次シ、大旨ヲ標掲シテ第一第二等ノ字ニ輪廓ヲ施ス。編號ヲ冒頭シ下ニ發布裁定等ノ年月日ヲ註シ、一事項毎ニ圈ヲ隔テ、之ヲ區別ス。而シテ或ハ其餘意ヲ論窮舒暢シ、或ハ增補シ或ハ參照反求スヘキ等ノ項款ハ、大旨撮舉ノ上ニ輪廓ヲ加ユル參照ノ字ヲ冒シ、其下ニ年月日ヲ註ス。但シ本項ノ編年ニ從カハス。參照ハ參照中ニ於テ編年ス。

一、處分門ハ即チ事務ノ成績中ニ就テ各部類ノ採擇譯述シテ十有六部ト爲シ、毎部年月ヲ追テ叙次ス。而シテ各項大旨撮舉ノ上ニ編號ヲ冠スルヲ法則門ノ如シ。然レモ一事件ニ於テ數回ノ申稟指令ヲ重ヌル者有テ、其完結ノ時日ニ至テハ甲乙前後スル者アリ、勢已ムヲ得サルナリ。

一、一事件ニ於テ申稟指令數回ヲ重ヌル者ハ必ス其年月ヲ掲記シ、若クハ分註シ、原書ヲ探索スルニ便ス。